

# 清水町中小企業・小規模企業振興基本条例の概要

## 目的(第1条関係)

清水町の経済の発展に中小企業等は重要な役割を果たしており、その振興について、基本理念及び基本的施策を定める。  
町の役割を明文化し、中小企業等の振興を総合的に推進することで、地域経済の持続的な発展や町民生活の向上に貢献する。

## 基本理念(第3条関係)

中小企業等の振興は、中小企業等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識のもと、中小企業者等の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、北海道その他の関係機関と連携し、中小企業等の成長及びその持続的発展が図られることを旨として推進することを基本とする。

## 基本的施策(第8条関係)

- (1) 経営の安定及び継続的な発展に関する施策
- (2) 人材育成・確保及び雇用の安定に関する施策
- (3) 事業承継の促進に関する施策
- (4) 新事業の創出及び起業支援に関する施策
- (5) 資金調達の円滑化に関する施策

(第10条関係)

振興方策の策定

(第10条関係)

振興方策の見直し

## それぞれの役割や責任

### 中小企業者等(第5条関係)

- ①経営基盤の強化、経営革新等
- ②安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献
- ③商工会への加入等の協力

(第7条関係)

町民

理解

協力

### 清水町(第4条関係)

- ①中小企業等振興に関する施策の推進
- ②関係機関との連携
- ③町民の中小企業者等への理解促進
- ④町内中小企業等の受注機会確保

### 商工会(第6条関係)

- ①中小企業等の経営の向上及び改善
- ②町の施策実施への協力

# 清水町中小企業・小規模企業振興基本条例 逐条解説

## (目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）が本町の経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念及び基本的施策を定めるとともに、町の役割等を明らかにすることにより、中小企業等の振興等を総合的に推進し、もって地域経済の持続的な発展及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

## 【趣旨】

この条例を制定する目的を定めています。

## 【解説】

この条例は、関連法令（中小企業基本法、小規模企業振興基本法）の趣旨を踏まえ、本町における中小企業等の振興に関する基本的な理念を事業者や関係者、町民と共有し、それぞれが果たすべき役割を認識した上で、中小企業等の振興に取り組む姿勢を示すものです。

その結果として、地域経済の持続的な発展や町民生活の向上に寄与することを目的とします。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会であって、町内に事務所を有するものをいう。
- (4) 町民 町内に住所を有する人、町内で働く人、町内で学ぶ人及び町内で事業活動その他の活動を行う人をいう。

## 【趣旨】

この条例における用語の意味を定めています。

## 【解説】

第1号では「中小企業者」、第2号では「小規模企業者」について定義しています。下表のとおり小規模企業者は中小企業者に含まれます。

<参考：小規模企業者・中小企業者の分類（中小企業基本法に基づく）>

業種分類	中小企業者		
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	
製造業その他	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下

第3号では「商工会」について定義しており、清水町商工会を指します。  
第4号では「町民」について定義しており、本町に関わるできるだけ多くの人に、中小企業等の振興について様々な形で協力していただくことが重要であるため、範囲を広く定義しています。  
(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、中小企業等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識のもと、中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、北海道その他の関係機関と連携し、中小企業等の成長及びその持続的発展が図られることを旨として推進することを基本とする。

#### 【趣旨】

中小企業等の振興を推進するための基本となる理念を定めています。

#### 【解説】

中小企業基本法第3条に規定される基本理念を踏まえ、中小企業等の振興は、中小企業者等自身の創意工夫や努力、多様な事業分野における事業活動や就業機会の提供など、中小企業者等が持つ多様性を尊重し推進することとしています。

#### < 参考：中小企業基本法（抜粋）>

##### （基本理念）

第3条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有することにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

2 中小企業の多様で活力ある成長発展に当たっては、小規模企業が、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならない。

#### （町の役割）

第4条 町は、前条の基本理念に基づき、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 町は、前項の施策の推進に当たっては、国、北海道その他の関係機関との連携を図るものとする。

3 町は、中小企業等が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、町民への理解を深めるよう努めるものとする。

4 町は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、町内の中小企業等の受注機会の増大に努めるものとする。

**【趣旨】**

中小企業等の振興を総合的に推進するために町が担うべき役割を定めています。

**【解説】**

中小企業基本法第6条及び小規模企業振興基本法第7条第1項の規定に基づき、町は、中小企業等の振興に関する施策を企画立案し、その役割を果たしていくこととしています。

<参考：中小企業基本法（抜粋）>

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

<参考：小規模企業振興基本法（抜粋）>

(地方公共団体の責務)

第7条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

町は、中小企業等の実態を正しく把握し、その意見を反映するように努めるとともに、各主体と協力して中小企業等の振興施策に取り組むものとします。

町は、小規模企業振興基本法第7条第2項の規定に基づき、小規模企業等の活動が地域の発展や町民生活の向上に貢献していること等について、町民の理解を深めるよう努めるものとします。

<参考：小規模企業振興基本法（抜粋）>

(地方公共団体の責務)

第7条

2 地方公共団体は、小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。

(中小企業者等の役割)

第5条 中小企業者等は、経済的・社会的環境変化に応じて、自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

2 中小企業者等は、地域社会を構成する一員として、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

3 中小企業者等は、経営の安定及び地域経済の発展のため、商工会への加入等により、その活動に協力するよう努めるものとする。

**【趣旨】**

中小企業者等に求める役割を定めています。

**【解説】**

第1項では、小規模企業振興基本法第8条第1項及び中小企業基本法第7条第1項の規定を踏まえ、中小企業者等は、経済社会情勢の変化に対応して事業の持続的な発展を図るため、あらゆる主体と連携、

協力しながら経営力向上に努め、自主的な努力により事業の円滑な運営に努めるものとしています。

<参考：小規模企業振興基本法（抜粋）>

(小規模企業者の努力等)

第8条 小規模企業者は、経済社会情勢の変化に即応してその事業の持続的な発展を図るため、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努めるとともに、相互に連携を図りながら協力することにより、自ら小規模企業の振興に取り組むよう努めるものとする。

<参考：中小企業基本法（抜粋）>

(中小企業者の努力等)

第7条 中小企業者は、経済的・社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営及び取引条件の向上を図るよう努めなければならない。

第2項では、中小企業者等は、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献することとしています。

第3項では、中小企業者等は、商工会への加入するなどし、経営の安定及び地域経済の発展のために努めることとしています。

(商工会の役割)

第6条 商工会は、中小企業等の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が実施する中小企業等の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

商工会に求める役割を定めています。

【解説】

町が実施する中小企業等の振興に関する施策を実施していくためには、商工会の協力は不可欠であるため、協力するよう努めることとしています。

(町民の理解と協力)

第7条 町民は、中小企業等の振興が町民生活の安定及び向上に寄与し、地域経済の活性化に資する役割を果たしていることを理解し、中小企業等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

町民に求める理解及び協力について定めています。

【解説】

町民は、中小企業等の振興により、雇用の創出や経済の活性化が図られ、地域社会が発展し、町民生活の向上にもつながるという好循環が生まれることを理解した上で、町が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとしています。

### (基本的施策)

第8条 第1条の目的を達成するため、第3条の基本理念に基づく中小企業等の振興に関する基本的施策を次のとおりとする。

- (1) 経営の安定及び継続的な発展に関する施策
- (2) 人材育成・確保及び雇用の安定に関する施策
- (3) 事業承継の促進に関する施策
- (4) 新事業の創出及び起業支援に関する施策
- (5) 資金調達の円滑化に関する施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

### 【趣旨】

本町が、基本理念（第3条）に基づき、中小企業等の振興を推進するにあたって行っていく具体的な施策を定めています。

### 【解説】

第3条で規定している基本理念に基づき中小企業等の振興を推進していくうえで必要な基本的施策について5つの項目に分けて規定しています。

第6号は、社会情勢等に応じ第1号から第5号にあげるもの以外の施策が必要となった場合などに町長が必要だと判断した施策を講じることを規定しています。

### (基本的施策を推進するための支援体制の整備)

第9条 町は、中小企業等を支援する体制の整備を図るため、商工会及び中小企業者等との連携の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

### 【趣旨】

町が、基本的施策を推進するための支援体制の整備について定めています。

### 【解説】

町は、中小企業等を支援する体制を整備するために、商工会や中小企業者等との連携のために必要な措置を講じることを定めています。具体的な措置としては第10条で定める方策の策定することなどが挙げられます。

### (中小企業等振興方策)

第10条 町は、中小企業等の振興を図るための具体的な方策を策定するものとする。

2 町は、中小企業等をめぐる情勢の変化を勘案し、及び中小企業等の振興を図るための具体的な方策に関する評価を踏まえ、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

### 【趣旨】

第4条で定めた基本的施策を実行していくために必要な基本方策を作成することと、その基本方策について変更が必要となった場合は変更をすることを定めています。

### 【解説】

第4条で定めた基本的施策を実行するために必要となる具体的な方策を作成します。この方策を作成することにより、計画的で効果的な中小企業等の支援を行っていくこととしています。

(財政上の措置)

第11条 町は、中小企業等の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本町が、中小企業等の振興を推進するための必要な財政上の措置について定めています。

【解説】

町は中小企業等の振興に関する具体的な事業を実施するため、必要な予算措置を講ずるよう努めることを規定しています。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

【趣旨】

条例に規定している事項に関し、細かなことを定める必要がある場合等は、町長が別に定めます。

【解説】

この委任により、条例の理念に基づく中小企業等の振興について、条例だけでは表現しきれないような細かい部分や、具体的な事項について、別途決定し定めることになります。